

安芸広域市町村圏事務組合安芸広域ふるさと市町村圏基金の 設置、管理及び処分に関する条例

(平成2年7月1日 条例第11号)

(設置)

第1条 安芸広域市町村圏事務組合に「安芸広域ふるさと市町村圏基金」(以下「基金」という。)を設置する。

(目的)

第2条 基金は、安芸広域市町村圏の振興を図るため、組合において策定する広域活動計画に定める事業の推進に資することを目的とする。

(積立)

第3条 基金は、一般会計歳入歳出予算で定めるところにより、積み立てるものとする。

(管理)

第4条 基金に関する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により
保理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第2条の目的を達成するため行う事業の経費の財源に充てるものとする。

(処分)

第6条 基金は、これを処分することができない。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に必要な事項は、組合管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。